（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の二の項を同表の七の三の項とし、同表の七の項の次に次のように加える。

七の二　市町村長	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の二の項を同表の六の三の項とし、同表の六の項の次に次のように加える。

六の二　市町村長	中心市街地の活性化に関する法律による同法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第十二条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十三条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十四条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十五条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第一項第四号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第八号、」を削り、同項第八号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に、「整備、出資等及び同条第二項の規定による出資」を「整備等、中心市街地活性化法第四十四条の規定による協力」に、「第四十二条」を「第五十二条第一項」に改め、「保証」の下に「及び同条第二項の規定による貸付け」を加え、同条第二項第四号中「第三十八条第三項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第五項中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第十七条第一項第二号中「同項第八号、第九号」を「同項第九号」に改める。

第十八条第一項第一号中「、同項第十七号」を「並びに第十五条第一項第十七号」に、「第十五条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同項第二号中「第三十八条第二項及び第四十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第三十八条第一項第二号に掲げる」を「第三十九条第一項の規定による」に改める。

附則第八条の五の次に次の一条を加える。

（改正前中心市街地活性化法に係る業務の特例）

第八条の六　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号。以下「中心市街地活性化法改正法」という。）の施行の際現に機構が整備し、又は管理している中心市街地活性化法改正法による改正前の中心市街地活性化法（以下「改正前中心市街地活性化法」という。）第三十八条第一項第一号イ又はロの施設に係る中心市街地活性化法改正法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の業務

二　改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の五」を「第八条の六」に改め、同条の表第十八条第一項第一号の項中

同項第十七号に掲げる業務	同項第十七号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）

を

並びに第十五条第一項第十七号に掲げる業務	、第十五条第一項第十七号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）
同条第二項第一号	第十五条第二項第一号

に、「附則第八条の業務」を「附則第八条及び第八条の六の業務」に改め、同表第十九条第一項の項及び第三十五条第二号の項中「第八条の五」を「第八条の六」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第九条第十一項」を「第九条第十四項」に改める。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第六十七条第二項

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第六十四条第二項

（総合特別区域法の一部改正）

第十八条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの